

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

路線名	大野東松山線
供用開始の区間	比企郡ときがわ町大字西平字 堰根二三九七番一地从先から同 郡同町大字西平字堰根二三九 七番一地从先まで
供用開始の期日	令和二年十月三十日
備考	令和二年十月三十日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第十四号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長一八・二 五メートル。